

議案第 1 2 号

大口町児童扶養手当支給条例の一部改正について

大口町児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 8 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、児童扶養手当法が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例

大口町児童扶養手当支給条例（昭和50年大口町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「7月」を「10月」に、「前前年」を「前々年」に、「扶養親族等の数（所得税法（昭和40年法律第33号）第83条及び第84条に規定する控除対象配偶者又は扶養親族）」を「所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者又は扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数」に改める。

第7条第2項中「3期」を「6期」に、「7月、11月、3月の当該月に」を「1月、3月、5月、7月、9月及び11月に、それぞれの前月までの分を」に改める。

第8条第1項中「1に」を「いずれかに」に改める。

第9条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定は、平成31年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第7条第2項の規定に基づいて支払われた平成31年7月分の手当は、改正後の大口町児童扶養手当支給条例（次項において「新条例」という。）の規定による同月分の手当とみなす。
- 3 平成31年8月分の手当については、新条例第7条第2項の規定にかかわらず、同年11月に支払うものとする。

大口町児童扶養手当支給条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(支給要件)</p> <p>第3条 児童扶養手当（以下「手当」という。）は、本町に住所を有している児童を対象として、その児童を養育する者（その児童と同居して、これを監護し、かつ、生計を維持する者。以下「養育者」という。）に対して支給する。ただし、その養育者の前年の所得（当該年の1月から<u>10月</u>までの手当については、<u>前々年の所得</u>）が、その養育者の<u>所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者又は扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数</u>に応じて規則に定める金額以上であるときは、支給しない。</p> <p>2 略</p> <p>（手当の支給期間及び支給期日）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 手当は、1年を<u>6期</u>に区分し、<u>1月、3月、5月、7月、9月及び11月</u>に、それぞれの前月までの分を支払うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>（受給資格の消滅）</p> <p>第8条 手当の支給を受けることのできる養育者（以下「受給者」という。）が次の各号の<u>いずれかに</u>該当したときは、受給資格を失う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>（支給の停止又は制限）</p> <p>第9条 町長は、受給者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当したときは、手当の全部又は一部の支給を停止することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p>	<p>(支給要件)</p> <p>第3条 児童扶養手当（以下「手当」という。）は、本町に住所を有している児童を対象として、その児童を養育する者（その児童と同居して、これを監護し、かつ、生計を維持する者。以下「養育者」という。）に対して支給する。ただし、その養育者の前年の所得（当該年の1月から<u>7月</u>までの手当については、<u>前前年の所得</u>）が、その養育者の<u>扶養親族等の数（所得税法（昭和40年法律第33号）第83条及び第84条に規定する控除対象配偶者又は扶養親族）</u>に応じて規則に定める金額以上であるときは、支給しない。</p> <p>2 略</p> <p>（手当の支給期間及び支給期日）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 手当は、1年を<u>3期</u>に区分し、<u>7月、11月、3月</u>の当該月に支払うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>（受給資格の消滅）</p> <p>第8条 手当の支給を受けることのできる養育者（以下「受給者」という。）が次の各号の<u>1に</u>該当したときは、受給資格を失う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>（支給の停止又は制限）</p> <p>第9条 町長は、受給者が次の各号の<u>一に</u>該当したときは、手当の全部又は一部の支給を停止することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p>

改 正 要 旨

1 改正の概要

大口町児童扶養手当は、ひとり親家庭等に対する町独自の手当として支給していますが、この度、児童扶養手当法の一部改正が昨年6月8日に公布されたことにより、児童扶養手当の支払回数や支給制限の適用期間の見直しがされたため、それに併せて改正をするものです。

また、所得税法の用語の定義が改正されたことに伴い、所要の改正をするものです。

(1) 支払回数の見直し

ひとり親家庭等の家計の安定及び利便性の向上を図るため、手当の支払回数を現行の年3回（7月、11月、3月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月及び11月）とします。なお、初回の平成31年11月支払は、8月から10月の3か月分を支払うものとします。

(2) 支給制限の適用期間の見直し

大口町児童扶養手当は、養育者の所得により所得判定を行い、支給決定をしています。これまで1月から7月までの手当について前々年所得で判定していたものを、1月から10月までの手当について前々年所得で判定するものです。

(3) 用語の定義の改正

所得税法の一部改正により、「控除対象配偶者」が「同一生計配偶者」と改正されたことに伴い、所要の改正をするものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、上記1(1)については、平成31年8月1日から施行します。